

若者等就労環境向上推進事業助成金のご案内

～若者等の定着につながる就労環境の向上や正規雇用の促進のための積極的な取組を支援します～

1 趣 旨

若者等の定着につながる就労環境の向上や正規雇用の促進に積極的に取り組む企業に対する補助金を新設し、府内企業の就労環境の改善を支援

2 補助対象者・対象要件

京都府内に主たる事業所等を有し、京都府社会保険労務士会が実施する就労環境向上アドバイザーの派遣（裏面参照）を受けて若者等の企業への定着につながる就労環境の改善や正規雇用の促進の取組を行おうとする中小企業等

<中小企業等の範囲>

業種に応じて①または②を満たすもの、又はこれらを構成員とする団体又はこれらに準じるもの

業 種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下

3 補助対象経費（京都府内において実施される取組が対象となります。）

（1）就労環境向上助成金

若者等の定着につながる就労環境改善の取組に要する経費

- ① 福利厚生施設の整備経費（更衣室、トイレ等）
- ② 労働時間短縮のための設備導入経費（労働時間管理適正化システムの導入等）
- ③ 職場環境改善のための設備導入経費（分煙設備等）
- ④ その他就労環境の向上に資する取組に要する経費

（2）正規雇用転換促進助成金（※正規雇用を確認後に補助金を交付します。）

非正規雇用者を正規雇用化するための人材育成の取組に要する経費
（研修、資格取得等）

4 補助上限・補助率等

補助額上限：30万円、補助率：2分の1以内

5 補助対象期間

（1）就労環境向上助成金

平成26年7月1日（火）から平成27年2月27日（金）

（2）正規雇用転換促進助成金

平成26年8月1日（金）から平成27年2月27日（金）

申請される場合には、事前に中央会まで御相談・御連絡ください。

また、補助金は予算の範囲内で交付するため、期間内であっても募集を終了すること、あるいは希望された金額を交付できない場合もありますので、御了承願います。

6 申請先・問い合わせ先

京都府中小企業団体中央会（京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業会館4F）

電話：075-314-7131 FAX：075-314-7130

○ 就労環境向上アドバイザーの派遣について

「従業員の定着率を高めるアドバイスがほしい」「職員を雇用する際の注意点は?」「労働時間の管理を適切にしたい」等々の、企業の悩みに専門家(社会保険労務士)がアドバイスします。職場環境改善や経営・管理の効率化に是非御活用ください。

1 実施期間

平成27年3月31日(火)まで(申込は平成27年3月10日(火)まで)

2 派遣回数

1企業につき、原則3回(1回2時間程度)まで派遣

3 内容

職場環境の改善(職場づくりや人材育成、給与・労働時間・社会保険制度・ワークライフバランス推進体制の整備等)に関するアドバイスを実施します。

4 派遣費用

無料

5 申込方法

下記の申込書に御記入の上、京都府社会保険労務士会までFAXしてください。

6 申込・問い合わせ先

京都府社会保険労務士会(京都市上京区今出川通新町西入弁財天町332番地)

TEL:075-417-1881 FAX:075-417-1880

京都府社会保険労務士会 御中(FAX:075-417-1880)

ア ド バ イ ザ ー 派 遣 申 込 書

申込日 平成 年 月 日

事業所名	(フリガナ)	担当者	(フリガナ)	役職	
事業所所在地		業種			
〒					
TEL:		労働者数	人		
FAX:			(うち パートタイマー 人)		
最寄駅:	線	駅(バス停)			
駐車場:	有	無			
相談概要等					

※後日、就労環境向上アドバイザーから訪問日、訪問時間を連絡させていただきます。

※アドバイスにより知り得た個人情報、会社情報等につきましては秘密厳守いたします。